（その１）

収　支　報　告　書

令和　6　年分

政治団体の区分
☐ 政党
☑ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　こくみんみんしゅとうとうきょうとだいじゅうごくそうしぶ

1　政治団体の名称　国民民主党東京都第15区総支部

2　主たる事務所の所在地　〒102－0092　東京都千代田区隼町3-19 清水ビル5F

3　代表者の氏名　高橋　茉莉

4　会計責任者の氏名　谷本　千布由

事務担当者の氏名　鹿島　繁文

電話番号　090-1427-9115

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
	済	

9525号
6.3.-7
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
☐有　☑無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類　（現・候）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　6　年　2　月　14　日　から
令和　6　年　7　月　26　日　まで

（その２）

収　支　の　状　況

都団体用

項　　目	金　　額
Ⅰ 収　入　総　額　　(1)～(2)計	0
(1) 前年からの繰越額	0
(2) 本年の収入額　　１～６の計	0
1 個人の負担する党費又は会費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	人
2 寄附　　(1)～(2)の計	0
(1) 寄附の区分　　ア～ウの計	0
ア 個人からの寄附	0
(う ち 特 定 寄 附)	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0
ウ 政治団体からの寄附	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0
(2) 政党匿名寄附	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0
4 借　入　金	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
6 その他の収入　　(1)～(2)の計	0
(1) 10万円未満のものの計	0
(2) 10万円以上のものの計	0

項　　目	金　　額
Ⅱ 支　出　総　額　　１～２の計	0
1 経常経費の合計　　(1)～(4)の計	0
(1) 人　件　費	0
(2) 光 熱 水 費	0
(3) 備品・消耗品費	0
(4) 事 務 所 費	0
2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	0
(1) 組 織 活 動 費	0
(2) 選 挙 関 係 費	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　　ア～エの計	0
ア 機関紙誌の発行事業費	0
イ 宣伝事業費	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
エ その他の事業費	0
(4) 調査研究費	0
(5) 寄附・交付金	0
(6) その他の経費	0

備　考

Ⅲ 翌年への繰越額　　(Ⅰ－Ⅱ)	0

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　6　年　3　月　5　日

政治団体の名称　国民民主党東京都第15区総支部

会計責任者の氏名　谷本　千布由

代表者の氏名　高橋　茉莉
（解散時のみ）

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。